

「宇治市自殺対策計画～自殺者ゼロのまちをめざして～」 概要

策定の背景及び趣旨

平成28年4月の「自殺対策基本法」改正により、「生きることの包括的な支援」として自殺対策を行うという理念が打ち出され、地域レベルの取組を推進するため、「市町村自殺対策計画」を策定することが義務づけられた。宇治市においても、自殺対策を総合的に推進するため、令和2年3月に「宇治市自殺対策計画」を策定した。

基本理念

みんなで支え合い 誰も自殺に追い込まれることのない
こころかようまち 宇治

基本方針

(1) 自殺対策における基本認識を共有する

①自殺はその多くが追い込まれた末の死である

- ・自殺の多くは、様々な悩みにより心理的に追い詰められ、自殺直前は、うつ病等の精神疾患を発症し、正常な判断が出来ない状態

②自殺はその多くが防ぐことのできる社会的な問題である

- ・失業や多重債務、長時間労働等の社会的要因は、制度の見直しや支援体制の整備など、社会的な取組で解決可能
- ・健康問題や家庭問題などの個人的と思われるような要因も、専門家への相談やうつ病の治療等について、社会的な支援によって解決できる場合もある

(2) QOL（生活の質）の包括的な向上を目指す

- ・自殺を防ぐためには、いじめや過労、孤立、失業などの自殺の危機要因を減らすだけでなく、QOL（生活の質）を包括的に向上させる必要がある
- ・具体的には、安定した生活基盤（収入・職業・住宅・教育・医療の保障）、張り合いのある仕事、所属実感のあるグループ・コミュニティ・社会、信頼できる仲間、安らげる家庭、うるおいをもたらす文化・芸術・娯楽など
- ・さらに個人の尊厳に基づき、自他のありのままの存在を尊敬する、そして弱さをオープンにできる文化・風土の醸成

(3) 様々な分野の連携を強化する

- ・自殺は健康問題、経済・生活問題、人間関係、家庭の状況など様々な要因が複雑に関係し、包括的な取組が必要
- ・各分野の窓口や組織において、自殺予防の知識や相談窓口等の情報共有、さらには、それぞれが自殺対策の一翼を担っているという認識を共有し、密接に連携することが必要

基本目標

「自殺者」ゼロを目標に掲げ、市民とともに誰も自殺に追い込まれることのないまちの実現を目指す。

計画期間

令和2（2020）年度 ～ 令和6（2024）年度

施策体系

自殺は誰にでも起こり得る危機であるとともに、全てかけがえのない命であり、また自殺に至るまでの原因は多岐にわたることから、本市の人口規模や自殺者数を勘案すれば、特定のリスクを重点化することはせず、全ての自殺リスクに応えるための施策体系を構築した。

一方で、全国的に若年層の自殺は死因の1位であること、男性の40歳代から60歳代までの自殺が全体の3分の1を占めること、20歳以上の自殺の原因・動機については、全年代を通して健康問題が1位であること、さらなる高齢化の進展により高齢者の自殺が増加する可能性があることなどを十分踏まえながら、取り組みを推進することとした。

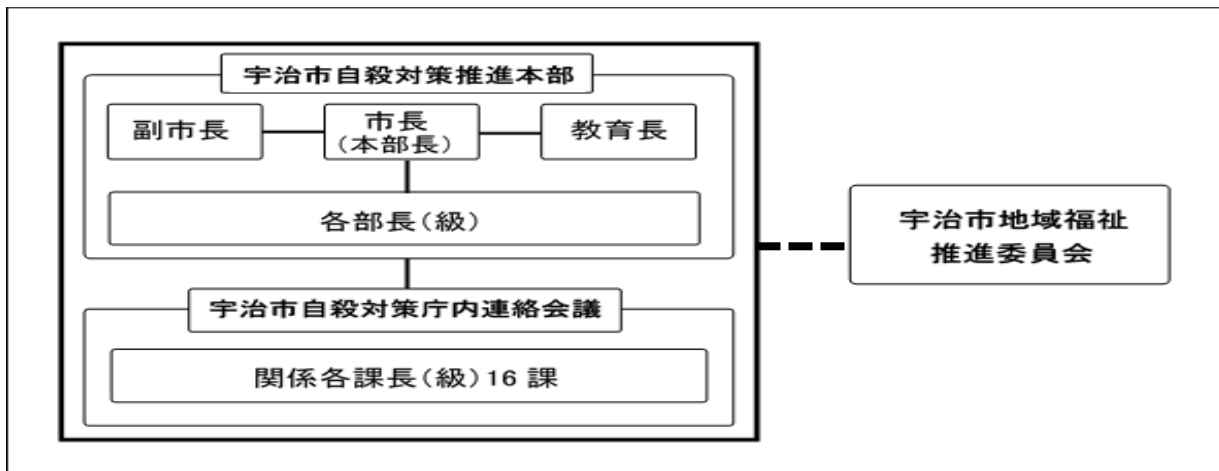
基本施策1	つながり支え合うネットワークの強化（2事業）
基本施策2	寄り添い支える人材の育成と相談機能の充実（4事業）
基本施策3	市民への啓発と周知（6事業） ①広報を通じた啓発と周知（2事業） ②イベント等の機会を通じた啓発と周知（4事業）
基本施策4	希望を持って生きることができるまちづくりの推進（67事業） ①健康づくり（4事業） ②子ども・若者への支援（11事業） ③働く人への支援（4事業） ④高齢者への支援（14事業） ⑤障害等のある人への支援（6事業） ⑥生活困窮者・無職者への支援（7事業） ⑦妊産婦・育児中の人への支援（12事業） ⑧その他様々な悩みを抱える人への支援（9事業） ・介護等が必要な人を支える家族への支援 ・被災者・犯罪被害者への支援

各施策に関連した、具体的な取組内容については、「宇治市自殺対策計画」本編の11ページから、22ページに掲載。

推進体制

市長を本部長とする「宇治市自殺対策推進本部」を設置し、推進することとし、本市における自殺の実態を共有し、状況に応じて必要な対策を講じる。

〈推進体制イメージ〉



進行管理と評価

「宇治市地域福祉計画」の進行管理と併せて実施する。地域福祉計画の進行管理にあたり作成している「地域福祉推進のプログラム<推進のめやす>」にて、事業の実施状況と評価の点検を行う